

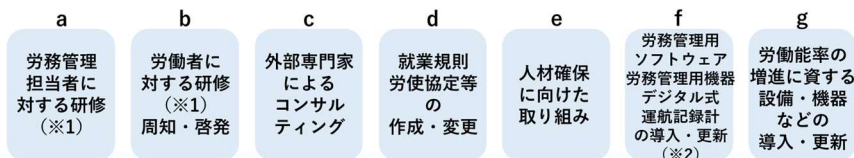
労務 ROAD

働き方改革推進支援助成金 【勤務間インターバル導入コース】

<対象事業主>

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. **特別条項付きの36協定を締結**しており、原則として過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
 - ①勤務間インターバルを導入していない事業場
 - ②既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
 - ③既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

<支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～>



(※1) 研修には、業務研修も含まれます。(※2) 原則としてパソコン・タブレット・スマートフォンは対象となりません。

<成果目標> 支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

*新規導入【対象事業主4.①に該当する場合】

新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。

*適用範囲の拡大【対象事業主4.②に該当する場合】

対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。

*時間延長【対象事業主4.③に該当する場合】

所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休憩時間数を2時間以上延長し9時間以上とすること。

<支給額> 「成果目標」を達成した場合に支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

【表1】新規導入に該当するものがある場合

休憩時間数	補助率(※3)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	80万円
11時間以上	3/4	100万円

【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休憩時間数	補助率(※3)	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	40万円
11時間以上	3/4	50万円

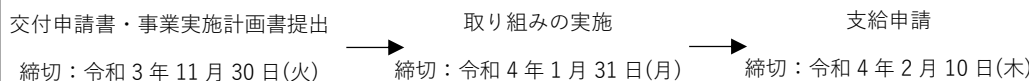
【賃金引上げの達成時の加算額】

賃金額の引上げを成果目標に加えた場合(上限30人として、指定した労働者の賃金引上げ人数に応じる)

引き上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11~30人
3%以上 引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

(※3) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「支給対象となる取組」で f から g を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

<利用の流れ>



詳細については、厚生労働省ホームページからもご確認いただけます。ご不明点については弊所担当へご連絡ください。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html)

【厚生労働省より】

VOL.744
(2104—3)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: https://k-s-j.net/
編集担当: 木下・安曇・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで!

新入職の時期がスタートしましたね。先日、顧問先様にご依頼を受け、新社会人向け「社会保険・税金」についての研修会を実施してきました。私の拙い講義でも、真剣な眼差しで研修会に参加している姿を見ると、十数年前、自分もこんな感じだったなと思いました。心機一転フレッシュな気持ちで仕事をしたいですね。(小池)



4月 労務スケジュール

- ・新入社員 入社手続き
- ・労働者死傷病(軽度)報告(1~3月分)の提出